

学研労協 NEWS ニュース

もう署名しましたか？

つくば市総合運動公園基本計画の賛否を住民投票で明らかに！

つくば市が計画する総合運動公園について、市民の意思を問うための住民投票を実施するよう求める署名運動が始まりました。これは、つくば市議会に、住民投票を行う条例を制定することを「直接請求」する運動です。

昨年、市長に提出された「総合運動公園の見直しを求める」署名は2411筆、「大規模な運動公園建設をとりやめ、既存施設の改修・充実を求める要望」署名は5415筆にのびりました。現在、「つくば市総合運動公園基本計画、及びこれに係る市費の支出の賛否を住民投票で問う」署名を行っています。今回の直接請求は、1ヶ月の署名期間内（2月11日～3月10日）に有権者の50分の1以上の署名捺印を集め、議会に対して条例制定、建設の賛否を問う住民投票条例の制定を求めるものです。

住民本位の住みやすい研究学園都市を目指す立場から、学研労協もこの運動に協力し、組合員の皆さんに署名を呼びかけます。以下は、Q&Aになります。住民投票条例制定請求者署名にご協力ください。

つくば市総合運動公園計画とは？

総事業費305億円をかけて、5,000人収容の体育館や15,000人収容の陸上競技場を含む運動公園を高エネ研、「いちほら病院」の隣接地に作る計画です。305億円はつくば市の年間予算の約45%に相当します。

直接請求が成立すると？

直接請求が成立すれば、市長は条例案を議会に提出しなければなりません。議会が条例案を可決してはじめて、住民投票が実施されます。

請求する条例の中身は？

総合運動公園基本計画とこれに伴う市費の支出について、賛成・反対の意思を問う住民投票の実施を定める条例です。従って、条例自体は建設推進あるいは撤回を定めるものではありません。

署名の方法は？

条例制定を求める代表者を請求代表者と言います。請求代表者から署名集めを委任された「受任者」が、一人一人から署名を集めます。署名期間は3月10日(火)まで。

陸上競技場はあった方がよくない？

公式記録がとれる陸上競技場が欲しいというニーズが従来からあります。しかし、305億円の巨大な施設がそのニーズに対する唯一の答えとは言えません。市民に必要なものを、既存施設の改修や有効活用も含めて、もう一度考えればいいのです。

あなたも受任者に！

署名期間中でも受任者として登録すれば、署名集めが出来ます。詳しくは、学研労協事務局または、署名運動の主体である「総合運動公園建設に是非を住民投票で問うつくば市民の会」に連絡を！

総合運動公園建設に是非を住民投票で問うつくば市民の会連絡先：

Tel: 070-5465-4102

<http://www.tsukuba.link/>